

いしかわ学校版環境 I S O認定制度実施要領

(目的)

第1 この要領は、「いしかわ学校版環境 I S O（学校における環境保全活動指針）」に基づき環境行動計画を作成し、児童及び生徒並びに教職員が共に役割を分担して積極的に環境保全活動に取り組んでいる県内の学校を認定するために必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要領において「学校」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校をいう。

(申請)

第3 認定を受けようとする学校は、認定申込書（様式第1号）に作成した環境行動計画書を添付し、知事に提出する。ただし、市町立学校にあっては、市町環境担当課を経由するものとする。

(審査)

第4 知事は、第3に規定する申込書を受理したときは、次の項目について書類審査を行い、必要に応じて現場確認を行う。

- (1) 環境負荷等の現状把握に関すること
- (2) 環境負荷の削減目標の設定に関すること
- (3) 目標達成に向けた、環境保全に関する具体的な活動内容に関すること
- (4) 実施体制に関すること

(認定)

第5 知事は、第4の審査で適合と判定された学校に対して、いしかわ学校版環境 I S Oの認定証（様式第2号）を交付する。

2 前項の規定により交付される認定証の有効期間は、認定を受けた日から3年経過後の最初の年度末とする。

(認定の更新)

第6 認定を受けた学校は、有効期間の満了する日までに認定の更新をすることができる。

2 前項の更新に係る手続きは、第3から第5に準ずるものとする。ただし、当該手続きにより交付される認定証の有効期間は、認定を受けた日から5年間とする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成23年4月1日までに認定及び認定の更新をした学校については、次回の更新時に交付される認定証の有効期間を、認定を受けた日から5年経過後の最初の年度末とし、第6の2に規定する有効期間の適用は、その次の更新からとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。